

学校インターンシップへの参加を支援します

出身校等における学校インターンシップ旅費補助金

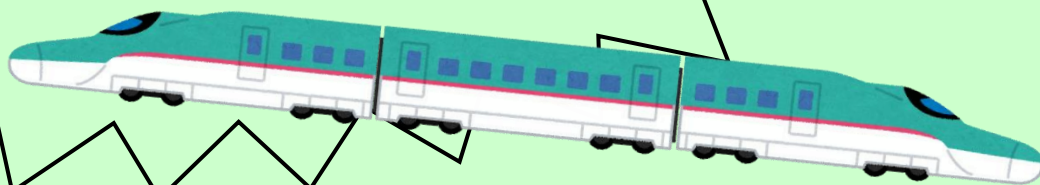
出身校等における学校インターンシップ (宮城県教育委員会)

にご参加の皆さん

宮城県外の大学
＋
教職課程履修中 なら
＋
宮城県外に居住

交通費・宿泊費
最大 ￥25,000 補助！

事業の予算額に達した場合には、申請期限前でも受付終了します。



- 令和7年度の「出身校等における学校インターンシップ」へは、大学等への申込みが必要です。大学から宮城県教育委員会への申込期限が5月16日になっていますので、早めに教職課程関係窓口にご相談ください。
- 補助金に関する詳細は「出身校等における学校インターンシップ旅費補助金交付要綱」を確認してください。(ホームページ掲載)

【出身校等における学校インターンシップ】

- 宮城県の公立学校(仙台市立を除く)での職務体験
- 令和7年8月下旬～令和8年2末日の、原則として連続する5日以内
(多くは8月下旬～9月中旬)
- 宮城県教育委員会の教員を志す者
- 原則出身校での希望調整だが、例外あり
- 内容は、指導補助&業務補助

【学校インターンシップの紹介動画】



vol.1



vol.2



vol.3

【お問合せ】

宮城県教育庁教職員課育成・免許班

☎022-211-3639

宮城

教職員課

検索



出身校等における学校インターンシップ旅費補助金 Q&A

Q1 補助対象経費となるものを具体的に教えて下さい。

A1 鉄道、飛行機、バス、船舶の運賃、料金です。なお、宿泊施設を利用した場合、食事料金は対象外ですが、宿泊料金とセットになっている場合は対象となります。いずれの場合も、支払いをしたことを証明するものがない部分については、補助の対象外となります。

Q2 どのような経路を使ったらよいのですか。

A2 交通機関の便数が多い場合など、経路選択には様々な要素が考えられますので、最短経路など、特定の経路には限定しませんが、当該目的に沿った適切な経路を選択して下さい。

Q3 往路と復路は同じ経路でなくてはいけませんか。

A3 必ずしも全く同じ経路にする必要はありませんが、当該目的に沿った適切な経路を選択して下さい。

Q4 往路のみ、または復路のみでも申請はできますか。

A4 構いません。例えば、大学の夏休みを利用して8月上旬から実家に泊り、9月上旬に学校インターンシップに参加して、終了した翌日に大学のある居住地に移動した場合、復路のみの申請となります。

Q5 補助金交付要綱に、「原則として、同一日における連続する行程」とありますが、例えば、夜行バスを使うことで2日間にまたがる場合は、対象になりませんか。

A5 夜行バスを使うことにより行程が2日間にまたがる場合などは、対象になります。

Q6 体験初日、一旦荷物を実家に置いて、その後すぐに実施校に行った場合、どこまでの費用が対象になりますか。

A6 実施校までの費用が対象になります。なお、体験前日に実家まで移動した場合は、実家までの費用が対象になります。

Q7 必ず宿泊施設を利用しなければなりませんか。

A7 必ずしも宿泊施設を利用する必要はありません。

Q8 バスを利用した際に現金で支払いしました。領収書などはないのですが、補助の対象になりますか。

A8 支払いをしたことを証明するものがない部分は対象になりません。

Q9 改札で切符を回収されました。領収書も捨ててしまったのですが、補助の対象になりますか。

A9 支払いをしたことを証明するものがない部分は対象になりません。予め運賃や料金が記載された切符の写真を撮ったり、領収書を捨てずにいたりして、申請時まで支払いをしたことを証明するものを保管しておいてください。

Q10 宮城県外の大学に進学し、大学の近くにアパートを借りているのですが、住民票は移していません。この場合、補助金の対象になりますか。

A10 住民票の異動（転出届、転入届の提出）の有無にかかわらず、運転免許状のコピーや居住地の住所の入った公共料金の領収書（電気料金、水道料金など）のコピーなど、居住の実態が分かる資料があれば、申請可能です。

Q11 申請はいつまでに行う必要がありますか。

A11 補助金の申請締切は、事業実施年度の3月10日（当日消印有効）です。なお、事業予算額に達した場合は、これより前に受付終了となりますので、お早めの申請をお願いします。また、申請者の送付した書類が何らかの事情により県の申請窓口が届いていない場合の責任は負えません。申請時期終了間近の申請などで書類の到着に不安がある場合は、申請者の判断により、郵送物の配達状況を確認できるサービス等をご利用ください。

Q12 補助金は事前にもらえますか。

A12 補助金は、支払い済みの証明書類等を添付した申請書兼実績報告書を提出し、その内容が適当であると認められた後に交付されるものですので、事前にお渡しするものではありません。

Q13 申請から支払いまでどのくらいかかりますか。

A13 不備のない状態で受理された申請については、当月分の申請をまとめて翌月に事務処理します。事務処理後、支払いまでに一定の期間を要することから、支払いは翌々月の中旬になる見込みです。例えば10月に受理された申請書は、12月中旬頃の支払いとなる見込みです。

Q14 交付申請書（兼実績報告書）の実施校証明の欄は、校長先生に記入していただく必要がありますか。

A14 証明は、必ずしも校長先生、副校長先生、教頭先生でなくても構いません。申請者が、先に実施校名や体験期間などを記入した後、担当の先生に記入を依頼してください。